**平成２６年（フ）第２４０号**
川崎市川崎区川中島１丁目12番12号　神奈車ハイツ205
債務者　佐々木　賢
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２４１号**
川崎市幸区小向町４番７号
債務者　小池　俊介（旧名宏幸）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２４７号**
川崎市川崎区小田６丁目９番11号　クレスト川崎101
債務者　三上　武志
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２６２号**
川崎市多摩区長沢１丁目27番７号　第１松沢マンション204
債務者　関根　早苗
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２６５号**
川崎市川崎区小田３丁目12番９号
債務者　内山　保明
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２６６号**
川崎市高津区下野毛１丁目５番５―401号　下野毛殿山住宅
債務者　柳原　雅美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２７１号**
川崎市川崎区殿町２丁目14番２号　ユナイトステージ殿町壱番館201
債務者　津島　利浩
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２７２号**
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―801号　スターブル藤崎
債務者　石山　　忍（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２７５号**
川崎市多摩区中野島２丁目１番12―401号
債務者　山口かおり
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２７６号**
川崎市川崎区川中島１丁目12番11―301号　サンウィスタリア、前住所川崎市川崎区日進町15番地10　ダイアパレスセンタースクエア川崎501
債務者　宮崎　勇二
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２１４号**
静岡県浜松市中区高丘西３丁目13番３号　高丘ハイツ305、前住所静岡県浜松市中区高丘北３丁目４番13号
債務者　石橋ホベルタこと　イシバシ　サンシェス　カルラ　ロベルタ（旧姓ワタナベ）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２２２号**
川崎市幸区古市場１丁目13番地　幸荘102、前住所川崎市幸区古市場２丁目127番地　倉持荘201
債務者　渋谷とみ子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２９７号**
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番62号　レジデンス明日香Ａ201
債務者　角崎　晴美
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３１４号**
岡山市東区西大寺松崎174番地２コーポロゼ103号
債務者　田中　健弘
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部